

令和2年 第4回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和2年第4回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和2年12月4日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	中村美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永政則	委員	堤 理志
委員	吉岡清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 志田純子
(健康保険課)

課 長 小川貴弘 係 長 松田祐貴
(介護保険課)

課 長 細田愛二 参 事 中村宰子
係 長 西村 淳 係 長 浦川 真
主 査 永間崇義

本日の委員会に付した案件

議案第89号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第90号 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第91号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第98号 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第99号 令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）

開 会 9時30分

閉 会 11時10分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和2年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案について審査いたしますが、本日予定の91号と98号は健康保険課と介護保険課が続けてできるということでございますので、審査の順番を変更して審議に入らせていただきたいと思います。

それでは、議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

皆様おはようございます。早速ですが、議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。本議案は、個人の所得計算における給与所得控除及び公的年金控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる令和3年1月1日施行の所得税法における個人所得課税の見直しの影響を受け、国民健康保険税の負担水準に関し、給与及び年金所得者に意図せざる影響や不利益が生じないように、国民健康保険税の軽減判定所得について所要の改正を行うものでございます。第21条第1号から第3号までは、順に7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定した条文でございますが、それぞれ対象となる世帯所得基準額に関し、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得等控除の改正の影響を受けた者の合計人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えることで、給与及び年金所得者に対する軽減判定に変更を生じないように改めるものでございます。なお、個人所得課税の見直しにつきましては、誰もが恩恵を受けられる基礎控除に振り替えることで、多様な働き方を推進する目的がございますため、自営業を営む方は課税所得が減少することになり保険税が減額され、軽減判定につきましても対象者が拡大されることとなります。附則第2項につきましては、65歳以上の年金所得者に対する特例的な追加控除15万円の影響を軽減判定の条文に反映させるため、第21条第1号中に掲げられております「公的年金等控除額の控除を受けた者」の要件といたしまして、当該15万円を加算した「110万円を超えるものに限る」から「125万円を超えるものに限る」に読み替える規定を追加いたしております。また、附則第1項につきましては、本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、第2項において本条例の規定を令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の説明の中で、税制改正か何かで不利益が生じないよということだったと思うんですが、どういった方々に不利益が生じないことになるのか、そこをまずお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今回の個人所得課税の改正につきましては、所得税法において給与所得控除及び年金所得控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除にそれを振り替えようとする改正でございます。本町の国民健康保険税の計算方法といたしまして、まずは保険税につきましては、通常、基礎控除までしたあとに税率等を掛けるということですから、保険税自体は給与及び年金所得者に関しましては影響がないということでございますが、一方、軽減判定につきましては基礎控除の前の段階で判定をするということになっておりますので、10万円基礎控除が減った影響が、軽減判定をそのままにした場合、対象者が意図しない状況で外れてしまうと。ここを是正するため、給与及び年金所得者の控除を加味した形に、今回軽減判定を改めてさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この議案で保険料が下がる人はいても、上がる人はいないという考え方でいいんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

はい、御指摘のとおりでございます、自営業者は保険税及び軽減判定の拡大ということで恩恵を受けるようになるんですが、それ以外の方は従前どおりとなっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程説明の最後のところで、110万円を125万円に読み替えるという表現を課長がしたと思うんですが。読み替えるんじゃなくて改正をするという意味じゃないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおり、今回、条例改正を行っておりますので改正は行っているんですが、軽減判定におきまして「110万円を超えるものに限る」というのが軽減判定の本則に謳われておりまして、その部分を「125万円を超えるものに限る」という読み替え規定を追加したということでの改正ということで御提案をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

新旧対照表の改正後の方では、山林所得云々のところがずらーと説明があるんです。これは恐らく低未利用地に係る部分かなと思うんですが、どういった狙い、意図なのかというのを概略で結構ですので教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

その件につきましては、担当から説明をさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

お配りした資料の3ページの上から3行目のところに「山林所得金額」というのが追加されてるんですけども、まず、追加になった理由ですけれども、この内容というのが附則第2項に当たる部分なんですけれども「第21条の規定の適用については同条中、法第703条の5に規定する総所得金額」となってるものに「及び山林所得金額」というのが加わってるんですけども、ここが引用している部分というのが第21条の規定でございまして、資料の1ページ目の第21条第1号の括弧のところにありますけれども「法第703条の5に規定する総所得金額及び」という表現がございまして、このことを指しております。今回、改正によって追加になった文章の真ん中下付近に「前年中に法第703条の5に規定する総所得金額」という表現がこちらにも出てきます。先程の附則第2項がどちらを指しているかということが、今回新たに追加になった語句によって特定できないことになるので、元々表現がある最初の第1号の冒頭にあります「法第703条の5に規定する総所得金額」というところには「及び山林所得」という言葉が入ってるんですけども、追加になった方は「山林所得」という言葉が入っていないので、附則の改正については、これが元々あった言葉の部分の指して引用してるってことを特定させるために、この3ページの附則の部分については「山林所得金額」というところまで加えたことによって場所を明確にしているというもので、この附則の内容そのものは、指している部分は以前と変わっておりません。内容について変わっているものではないということになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

引き続き、議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の特例について所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、延滞金の特例について規定しております附則第2条中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に字句を修正するものでございます。附則第1項につきましては、本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、附則第2項において令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用することといたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

基本的なことなんです、これまで特例基準割合って言えば、おのずと延滞金の特例割合のことだと分かったのに、敢えて延滞金というのを追加しなければならなかった。これは法改正によることだというのは理解するんですが、敢えてしないといけな

った理由、背景とかが分かればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こちらの根拠法は地方税法になるわけですが、従前は特例基準割合の中で、例えば、延滞金、還付加算金、猶予の特例、そういったのも全て同じ文言で処理をしていたところがそれぞれ細分化され、その細分化された改正に伴い本条例改正するに至っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今回の議案で延滞金の率が下がるという認識でよろしいのかどうか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

延滞金の率につきましては、文言が変わっただけで基準となる計算方法等は変更がございませんので直接的な影響はございません。平均貸付割合っていう大本の金利が変わりますと、今までも延滞金は毎年ちょっと変更がされてたと。これは特例に基づいて附則で、記載をしている内容で下限を取って変わっていくようになってたんですが、今回の改正に伴って直接的な影響は無いということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先程、同僚委員から質問もあったんですけど、特例基準割合を細分化して延滞金という名前が付いたということですけど。これは特例基準割合の科目がほかにも幾つか出てくると解釈していいわけですかね。それについては今回の条例改正には載らないという認識でいいのか、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおり、例えば今回、延滞金特例基準割合。そのほかには猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合と、そういった細分化をされているということでございますが、地方税法に基づいて処理をする部分と、条例で謳わなければいけない部分というのが分かれておりまして、延滞金につきましては、附則の特例を採用するために条例で掲げておくようにということで、それを適用する場合は記載しなさいとなっておりますので、当

方については地方自治法等に従いまして、特例基準で低い延滞金を採用しております。条文が載っておりました。その関係で今回改正をさせていただいておりますが、還付加算金等々につきましては、もう上位法である地方自治法に基づいて実際計算をしていると、それが許されているということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この条例の施行が令和3年1月1日からとなっている件なんですけど、これ地方税法自体が改正されたのが令和2年法律第5号っていうことは、恐らく令和2年のかなり早い時期に法としては決まったんじゃないかなと思って。もちろん法律でそういう定めになってるんじゃないかと推測をするんですけど、そうであれば令和3年4月1日からと普通だったらなるのかなと思うんですけど。なぜ、中途半端な年度途中でなるのか。国会でのやり取りなのかもしれないですけど、もしその辺り何か情報なりあればですね。素朴な疑問で申し訳ないんですけど、お願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

手元の資料では、国が1月1日という年度の途中で改正をしたという意図までは把握をしてないんですけど、私たちは、条例等につきましては上位法に基づいて、同じ基準で行うべき性質がございます。そのため、今回地方自治法等の施行日に合わせまして令和3年1月1日からという条文とさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

先程申し上げましたとおり、議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

引き続きまして、議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ88万円を追加し、補正後の予算総額を5億3,935万3,000円とするものでございます。詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入でございますが、6、7ページをお開きください。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、基幹システムの改修委託料を一般会計から事務費として繰り入れるため88万円を増額計上いたしております。

次に歳出でございますが、10、11ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、個人所得課税の見直しに伴う令和3年度からの軽減判定や保険料算定に関する後期高齢者医療の制度改正に備えるため、基幹システムの改修委託料といたしまして88万円を増額計上いたしております。なお、当該委託料に対する国庫補助金17万6,000円につきましては、一般会計補正予算（第6号）において増額要求いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。補正予算、6、7ページの歳入、それから10、11ページの歳出合わせて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

後期高齢システムっていうのが、どこにあるものなのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

システムにつきましては後期高齢者医療広域連合と町のシステムを連携しながらやっておるんですけども、後期高齢者医療広域連合のシステムについては広域連合が改修を行いますので、それと連携させるために町で持っている基幹システムを改修するという内容でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この改修については何年かに1回、広域の方でもやってるわけですね。そうすると長与町もそれにつれて、広域でやったときには、また長与町でもこの歳出が出てくるということだと思っただけです。それで、この分担の根拠は人数によってやってるんじゃないかなと思ってるんだけど、その判定の金額を出す割合というのは分かってるんですか。どういう形で各行政に割り当てをしているのか、人口割だけと考えていいのかどうか。その辺についてお尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

このシステムの改修費用につきましては、広域連合が決めているような内容ではございませんで、広域連合が使ってるシステムというのは一つのシステムとして決まってるんですけども、それに対して町が事務を行っているシステムというのは、市町村によってそれぞれメーカー等も違ってございまして、広域連合のシステムの仕様に合わせた格好で、市町村が自分の所で持っているシステムを改修するという内容になっておりますので、市町村ごとにそのシステムを担当するベンダー等と御相談して費用を出してございまして、広域連合としては改修の内容を示すだけで、費用については各市町村で行ってくださいという内容になっております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうするとさっき言ったように、広域連合で3年か5年に1回の改修があるときには、当然、システムに合わせた長与町独自のシステム改修というのは出てくるんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

広域連合のシステムの定期的な改修についても同じように市町村のシステム改修が必要になりますので、そのときも市町村の費用が掛かるということになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今年3月の時点ではシステム改修は予算に上がってなくて、年度途中で制度改正があったから広域連合のシステム改修があると。急になった理由は何があるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

当初予算の段階では、この税制改正については以前から決まっておったんですけれども、それに対して広域連合のシステムの改修の仕様というのがまだ明確に示されておりませんでしたので、当初予算の段階では改修の内容というのは明らかになっていなかったんですけれども、年度の途中で広域連合が使う標準システムの改修の仕様を示されましたので、それに合わせたタイミングで補正することになったということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

財源を見ると一般会計からの繰入金で財源になって、補正予算の7ページを見ますと、国庫補助金が17万6,000円、一財が70万4,000円。これをもって88万円という予算を組んでおられるようなんですけれども、介護保険は別なんですけれども同じような改正をするのに何百万円と掛けて改修をするようなんです。約500万円しとるんですけれども。後期高齢の場合はえらい安いなあ、と、両方比べてですね。数が違いますとか、いろいろ算定根拠が違ふだろうと思うんですけれども、88万円で足りるんだという提案ですからね。要らん世話かもしれませんけれども、御説明をいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

介護保険は3年に一度計画が変わって、今、それを策定してる途中なんですけれども。3年に一度大きな改正があったために基幹を2つ改修するというので、高額になっております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

私が質問したのは、介護保険の方は高いけども88万円で足りるんでしょうねと。安いんですけどもいいんでしょうかと。まあ要らん世話とは言いましたが、足りるんだということで提案されとるんですけどもね。両方比べたときにはひどう安いねということで、88万円の根拠があれば教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

介護保険は介護の3年に一度の計画があります。そのための改修で、それに伴っていろいろなところが変わっていきますので、その改修ということと、今回の後期高齢は税の部分での改修ということになりますので、全く別物と考えていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時14分～10時30分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、介護保険料の延滞金の特例について所要の改正を行うものでございます。改正の内容としましては、延滞金の特例について規定をしております附則第5項中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に字句を修正するものでございます。附則第1項につきましては本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、附則第2項において令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用することとしております。なお、本日、新旧対照表を提出資料としてお配りをさせていただいております。併せて御参照いただければと思います。

以上が提案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今回、延滞金特例基準割合と「延滞金」という言葉が上に載ったということですね。

そうすると、今まで特例基準割合の中での延滞金だったわけですけど、今回この延滞金のほかに科目を作って、またこのような形で条例の改正をやっていくのか。もしくは、この延滞金だけが一つの特例基準割合になるのか。その辺について説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、租税特別措置法の改正があつて、その中で特例基準割合というのが採用されてたんですけど、今回、延滞金であつたり、還付加算金、利子税とかに細分化されたわけですけども、それに伴って地方税法も改正をされて、その中で介護保険料につきましては、延滞金についての特例を地方税法に準じて適用しておりますので、延滞金の部分だけになりますので、今後、介護保険料、その他については改正する予定はございません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

附則第1項のこの条例は令和3年1月1日から施行するという根拠を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回の条例改正が地方税法の改正に伴うものでございます。地方税法の一部を改正する法律の公布日が令和3年1月1日でございますので、それに伴いまして、本条例につきましても令和3年1月1日からの施行としております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

示された改正案で、租税特別措置法の第93条2項の規定により告示された割合から、新たに明記された平均貸付割合を設けたというところで、どういった理由があるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

先程申し上げたんですけど、租税特別措置法が改正になり、その中で、それぞれごとに延滞金とか、利子税とかが頭について特例基準割合が定められたんですけど、その内容が平均貸付割合にプラス1%であつたり、ものによっては0.5%であつたり、そういう定義づけがございまして、今回その延滞金特例基準割合というのは平均貸付割合

にプラス年1%をするというので、租税特別措置法の中で定義をされております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先程の質問と関連するんですけど、この「延滞」っていう言葉を付けたことによって、延滞をした場合のペナルティを大きくしようという意図があるのかどうか。この改正によって、特例基準割合の中を細分化して延滞を一つ大きく出したことについては、延滞について少し厳しくやろうという意図が出てくるのではないかなど。これは想像ですけど、それについてはどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

延滞金特例基準割合というのが、先程も細田課長が申し上げたとおり租税特別措置法によって定義されているものでございまして、これによって特段延滞金を条例で大きく取ろうという意図があってしているものでございませぬ。ただ、こちらの方が平均貸付割合のプラス1%で定義されているところなので、細分化されたことによって、それぞれ平均貸付割合にプラス何パーセントっていうのが今後変わる可能性はあると思ひます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第99号令と2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明をいたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ508万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を35億285万6,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開き願います。3款2項5目介護保険事業費補助金1節介護保険事業費補助金176万4,000円につきましては、基幹システム及び介護認定支援システムの改修に対する国庫補助でございます。7款1項4目その他一般会計繰入金1節事務費繰入金332万1,000円につきましては、同じくシステム改修に対する一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。10、11ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費12節委託料508万5,000円につきましては、令和3年度からの介護報酬改定など、制度改正に伴います基幹システム及び介護認定支援システムの改修業務委託を計上するものでございます。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。補正予算の審議についてでございますが、説明書の6、7ページの歳入と10、11ページの歳出も一緒に質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

松林議員。

○委員（松林敏委員）

このシステムがどこの部分のシステムなのかっていうのと、今年3月の予算の中で300万円、多分システム改修業務委託料が上がったと思うんですけども、また追加で500万円ということなのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まずシステム改修のどこの部分ということですけど、システムの改修が2つございまして、一つは基幹システムと先程申し上げましたけども、これが全庁的に使用しているADⅡという基幹システムの介護保険の部分に関するシステムの改修になります。もう一つが介護の認定とか、審査する被保険者のデータが入っているシステムがあるんですけども、そちらのシステム改修も同時に行いますので、2つのシステム改修になります。そして金額でございますが、今回508万5,000円を計上させていただいておりますが、改修費用は見積もりの段階ですが、全体額は797万5,000円となっております。委員御指摘の当初予算で300万円計上いたしておりますけれども、この分、既

に執行済額が11万円ございまして、その残額プラス508万5,000円で今回のシステム改修の設計額であります797万5,000円になるという計算になります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

庁舎内にあるシステムの改修ということだと思うんですけども、それで500万円という金額は大きいかなと思うんですけども、3年に1回行われてることだと思うんですけども、毎回このぐらいの金額になってるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

介護保険は3年周期で事業計画を立てていくわけですけども、令和3年度がその事業の切り替えの年度でございます。それに伴いまして、いろんな制度の改正であったり、介護報酬の改定であったり、今回の内容の例を幾つか挙げさせていただきますけども、1つは介護報酬の改定、それと介護認定の期間、今最大で36か月になってるんですけど、それを48か月にしようという議論をされてます。それであったり、税制改正に伴いましての保険料に関する部分の改定であったり、さっき言いました認定支援システムについては、そういったことに伴ってのバージョンアップであったり、項目の追加、そういった様々な部分の改修内容となっております。それと3年に1回の改正時期と重なって、金額で言うとこのぐらいの額になっております。ちなみに3年前も大幅な改定が起きておりまして、制度改正の開始時期によっても変わってくるんですが、平成29年度は決算額で言うと151万2,000円になってます。ただこれは、平成30年4月施行分に対応するシステム改修分になりまして、当時30年8月から対応する分というのもございましたので、そのときには680万円ほどのシステム改修費が出ておりますので、30年度の制度改正に向けた分でいうと830万円ほどその当時も掛かっておりますので、約3年に1回は大きな額のシステム改修費が掛かってくるという形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これは参考までですけど、システム改修の委託料ということですので、今は個人情報の漏えいとか、そういうのがたくさん出てるんですけど、これは当然業者に委託をするわけでしょうけど、その業者に対するセキュリティ部分の契約とか、当然組んでおられると思うんですよね。その辺についてお話を聞かせていただきたいと思うんですが。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

業者に対しまして個人情報の取り扱いになりますけれども、入札をして契約をする際には個人情報の保護の取り扱いについて、ということでの遵守事項と、それを守りますということでも契約も交わしております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

同じ介護システムのものでありますから、日本全国、ほぼ同じような業者がいると思うんですけど、何社ぐらいの入札で、どういう会社が落札をされてるのか。公表できるのであれば、その辺まで教えていただければ。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、2つのシステム改修と説明をさせていただいたんですが、一つは基幹系システムというのが全庁的に使用しているシステムなんですけれども、これと、もう一つの介護認定支援システムの互換性が必要になってきます。情報のやり取りとか、こういったのがシステム間で発生をしておりますので、これにつきましては複数社の競争入札ではなく、1社での随契になる予定です。NBC情報システムになります。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

こういうシステムについては随意契約が多いと思うんです、関連性が出てくるからですね。それは理解できるんですけど、その業者によって金額が高くなったり安くなったりするから、何かのシステムを作りながら入札のときに、それに備えていく必要があると思うんです。ですから、そういうことも一つの作業をしていかなくちゃいけないと思うんですけど、そういうことはやられてますか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

確かに委員御指摘のとおり1社随契ということで、どうしてもその独占になりますもんですから果たして設計額とか、見積額についてそれが妥当かという審査を事前に行っていないといけないんですけど、それはもちろん必要だと思ってます。うちの方としては専門的知識も少ないもんですから、難しい部分ではあるんですけども、果たしてそれが適正な見積もりとか、設計なのかというのについては、もちろんその資料いただくだけではなくて、こちらでもできる範囲での審査にはなると思うんですが、そういった形ではしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その辺については、こことは関係ないんだけど汚水処理場の問題、随契で二十何年間やってて、それを今度は入札にしたことによって数字がかなり落ちたという、今までの経緯があるんですね。ですから、これは答えは要らないけど、そういうのは十分に考慮しながら検討をしていっていただきたい。そのように思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本日の審議予定の件は全て終わりました。92号、94号、95号、現地確認まで先程予定を確認いたしましたので、次の委員会は12月7日、月曜日、9時30分からといたします。

本日の日程は全て終了いたしますので、これで閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時10分）